

公平な納税のために

12月は納税強調月間

市税は、市民生活を支えるための重要な財源であり、市の歳入の根幹をなすものです。多くの市民の皆さまが納税期間内に納税しているなかで、毎年課税総額の約1%が滞納となっています。滞納が増えると市民サービスの低下につながります。納税義務が果たされない場合、多くの納税期間内納税者との公平な税負担を確保するため、やむを得ず滞納処分を行うこととなりますので、定められた納税期限までの納税をお願いします。

税は市民サービスの根幹 多くの皆さまが納税期間内に納税

市では、市民の皆さまが「安全・安心で快適な生活」を送れるよう、福祉や教育をはじめ幅広い分野にわたり、さまざまな事業を行っています。市税は、このような公共サービスを支える重要な財源となっています。

市税には、税金の種類により納税期間が定められています。平成23年度も多くの市民の皆さまに納税期間の納税をしていただきました。しかし、納税を過ぎても納税されず平成24年度に繰り越された市税の未収金額は約1億3千万円（平成24年6月1日現在）を超えています。

税負担の公平性を確保するために滞納処分を強化！

納税期限を過ぎても市税を納めていただけない未納者には、督促状や催告書などを発送して自主納付を促しています。それでも未納が続く、納税相談もない滞納者に対しては、納税期間内に納税している皆さまとの税負担の公平性を確保するために、厳しい姿勢で滞納処分を実施しています。

督促状を発布した日から起算して11日目までに完納されない場合には、徹底した財産調査（所得、給与、取引先、不動産等）を行い、給与、自動車、不動産等の差押えや家宅捜索を行います。現金以外

の差押物件は、インターネット公売などに出品し、滞納している税に充当します。

インターネット公売を実施しています

市では、昨年度からYahoo! JAPANが提供する官公庁オークションのサービスを利用して、インターネット公売を実施しています。

インターネット公売の導入により、全国の方を対象としたせり売り・入札が可能となり、動産や不動産の換価が容易となったため、捜索による動産や不動産の差押え

を積極的に行う体制が整っています。

名寄市インターネット公売は、随時開催していきます。詳細については、名寄市ポータルサイトなどによりお知らせします。

ポータルサイト「名寄市インターネット公売のお知らせ」ページ
トップページ↓暮らしの情報・手続↓税金↓インターネット公売



滞納処分件数の推移

| 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 滞納処分件数(件) | 110 | 231 | 324 | 398 | 357 |



自動車差押え（タイヤロック）▲



イオン名寄店で開催した公売パネル展▲



生活保護制度って…何??

生活保護費の急増や不正受給の問題が多く報道され、市民の皆さんにも関心の高い生活保護制度の概要についてお知らせします。

生活保護制度…

憲法第25条に定める国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、自立を支援する制度です。

さまざまな理由から収入の道が断たれ、生活維持が困難になった世帯に対して支援が行われますが、世帯全員の資産活用や就労斡旋、他の支援サービスの利用による自立が前提となり、また、扶養義務者による扶養が生活保護法に優先します。

これらを調査した後に生活扶助、住宅扶助、医療扶助など個々の生活困窮程度に応じた支援が行われます。

新聞紙上などで報道されている不正受給とは、自分の資産や収入がありながら申告せずに保護費を受け取っているケースなどです。

当市においてもその防止のため保護開始をする際や開始後においても定期的に資産や所得の調査などを行っています。

いつ不慮の事故や病気などにより生活維持が困難になるか分かりません。このような状況になったとき、

またはこの制度を詳しく知りたい方は下記担当またはお近くの民生委員・児童委員までご連絡ください。



相談・問い合わせ

社会福祉課保護係・福祉相談窓口
(名寄庁舎2階)

☎01654③2111 内線3223

早めの納税相談と安心・便利な口座振替

さまざまな事情により納税が困難(ケガや病気、失業などやむを得ない理由)な場合は、納税相談を随時行っていますので、お早めにご相談ください。(夜間窓口は17ページをご覧ください)
また、納税には口座振替が便利です。口座振替は、本人が指定した税金を、指定した預金口座から自動的に納税する方法です。一度手続きすると、翌年度以降も継続されるため、納め忘れを防ぐことができます。市役所または市内金融機関で手続きをお願いします。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促
発付

地方税法第329条、第371条、第457条他
納期限までに市税などが完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産
調査

国税徴収法第141条～146条

滞納処分のための必要があるときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査、捜査をすることができます。

財産
差押

国税徴収法第47条

督促状を発した日から10日を経過した日までに、滞納となっている市税などを完納しないときは、その滞納者の財産を差し押えなければなりません。

換
価

国税徴収法第89条、第94条

差し押えた不動産などの公売は、入札またはせり売りにより行います。

配
当

国税徴収法第129条

換価代金を差押えにかかる市税などに配当します。

完
納

相談窓口・問い合わせ

税務課納税係 (市役所名寄庁舎)

☎01654③2111

内線3206、3207、3208